

—— 特集 ——

育成就労制度の概要と運用の実務

育成就労制度運用要領及び施行日前申請の概要について

出入国在留管理庁
在留管理支援部在留管理課調整官
堀内亜紀 Aki Horiuchi

I はじめに

令和6年6月21日、「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）が公布されたことにより、技能移転による国際貢献を目的とする技能実習制度を発展的に解消し、我が国の人手不足分野における人材の育成・確保を目的とする育成就労制度が創設された。令和7年9月30日にその関係省令等が公布され、その翌日に公布された施行日政令により、令和9年4月1日に「外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律」（以下「育成就労法」という。）が施行されることとなった。

関係省令等の公布後、主務省庁においてその運用に係る検討を進め、令和8年2月20日、育成就労制度の適正な運用を確保するため、関係者が制度の内容を正確に把握できるよう、関係法令の解釈及び運用上の留意点を整理した育成就労制度運用要領を公表した。併せて、改正法附則等に基づく準備行為として、外国人技能実習機構において、令和8年4月15日から監理支援機関の許可申請の受付を、令和8年9月1日から育成就労計画の認定申請の受付を開始することとした。

本稿では、令和8年2月20日に公表した育成

就労制度運用要領のポイントや施行日前申請の手続の概要を解説する。なお、本誌では「育成就労制度の概要と運用の実務」と題した特集が生まれ、関係省令や基本方針・分野別運用方針の具体的内容等は他稿にて詳説されるため、本稿ではこれらの説明は最小限にとどめる。

II 育成就労制度運用要領の位置付け

育成就労制度運用要領の内容について説明する前に、育成就労制度に関する法令上の基準や運用上の取扱いを定める諸文書の中で、育成就労制度運用要領がどのように位置付けられるかを明確にする。育成就労計画の認定基準や監理支援機関の許可基準については、主に育成就労法や育成就労法施行規則で定められている。つまり、制度の適正な運用のため、育成就労産業分野に関わらず満たすべきと考えられる共通の基準については、基本的に育成就労法やその施行規則に規定されている。他方、育成就労法施行規則においては、例えば育成就労の内容や、育成就労を行わせる体制、育成就労を行わせる事業所の設備などについて、分野所管省庁が、分野に特有の事情に鑑みた基準を別途告示（以下「上乘せ告示」という。）で定めることができることとなっている。上乘せ告示については、本稿を執筆している令和8年3月末現在、分野